

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

土浦市

1 促進計画の区域

別紙区域図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 旧新治村地域

(1) 現況

本地域は、筑波山塊南麓の地域に位置し、麓の平野地域において緑豊かな農村環境が広がり、そこでは稲作やそばの作付け・梨などの果樹栽培が大規模に行われている。

しかし、近年、農業従事者の減少及び高齢化が顕著であり、優良農地の遊休化が懸念されているため、農地保全の取組や緑豊かな農村環境を保全していくための取組を地域一体となって行う必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう推進することにより、地域一体となって生物の多様性や多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 旧土浦市地域

(1) 現況

本地域は、霞ヶ浦の流入河川である桜川・花室川・備前川・境川等の豊富な水資源を活用した稲作・畑作・レンコン栽培を行っており、特にレンコン栽培においては、生産量日本一として全国的に有名な地域である。

米・野菜・レンコンといった幅広い種類の農作物を生産しているが、近年、高齢化に伴い草刈り・泥上げといった基礎的な保全活動を行うことが困難になりつつある。基礎的な保全活動を行いながら農村環境を保全し、消費者ニーズの多様化や環境に対する意識の高まりにも併せて対応し、持続可能な農業を展開していく必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を推進することにより、広範な農地を保全し、地球温暖化対策・生物多様性の推進といった活動の実施を図る。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	旧新治村地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	旧土浦市地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

茨城県の「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針」第4の2の(1)の規定に基づき、県が設置する地域の実情を踏まえた支援を行うことができる推進体制を活用し、相互に連携・協力を図るものとする。